

【海賊版サイトの接続遮断の問題点とは何か】

2018.11.13. 朝日新聞社会部

川本 裕司

1. 海賊版サイト問題の経緯

2017年秋ごろ 無料で漫画を読める海賊版サイト「漫画村」などの閲覧急増

2018年3月19日 菅義偉官房長官が「あらゆる方策の可能性を検討」と発言

3月末 自民党の知的財産調査会（甘利明会長）が「早急に対応すべきだ」

4月6日 毎日新聞が「海賊版サイト遮断要請へ」と報道

4月11日 朝日新聞が「漫画海賊版サイト遮断へ 内閣府が検討」

4月11～12日 通信事業者や研究団体、消費者団体などが反対表明

11日に反対の意思表示をしたのは、インターネットコンテンツセキュリティ協会、インターネットプロバイダー協会、テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、インターネットユーザー協会、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構、情報法制研究所。12日には安心ネットづくり促進協議会、全国地域婦人団体連絡協議会がそれぞれ意見書を出した

4月13日 政府が海賊版サイトの緊急対策を公表。接続遮断もりこむ。これまで国内での接続遮断は11年から実施されている児童ポルノのみだった。

4月23日 NTTグループが接続遮断の実施方針を表明。

6月22日 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議が始まる

10月15日 検討会議（9回目）が中間まとめを断念

10月30日 中村伊知哉共同座長が座長メモを公表

2. サイトブロッキングの仕組みと導入の主張

「漫画村」などへのアクセスが増え、順調に伸びていた電子書籍のマンガの売り上げが鈍化。

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）によると、被害額は流通額ベースの試算で、漫画村で約3000億円、Anitubeで約880億円、Miomioで約250億円。

川上量生カドカワ社長が賛成派の急先鋒。サイトブロッキングが必要なのは「国外で実施された違法行為に日本側に対抗手段がないため。インターネットは性善説で運用されてきたが、悪意の者が紛れ込んだいま、性善説のままではいられない」と指摘。「サイトの多くは海外にあるので、裁判で勝っても止めるのが難しい。遮断以外に被害を防ぐ手段がない。被害は膨大で漫画産業そのものなくなるかもしれない」と主張する。

3. サイトブロッキングに反対する理由

法律に基づかないサイトブロッキングは憲法が保障する「通信の秘密」や「表現の自由」を侵す恐れがあるという批判。「政府がサイトを名指しして接続遮断が適当とするのは検閲の恐れ

もあり、表現の自由の観点から大きな問題だ」(曾我部真裕・京都大教授)という意見も。著作権という「財産権」に対しては緊急避難は成立し得ないという批判も根強い。著作権侵害へのサイトブロッキングが認められるなら、名誉毀損の表現にも適用され、次々と拡大される恐れがある、という懸念が出されている。

4. 今後の行方

内閣府の構想では、検討会議でまとめた内容をパブリックコメントにかけたうえ、サイトブロッキングを盛り込んだ著作権法改正案を次期通常国会に上程する運びだったが、検討会議での結論を得られなかったため、サイトブロッキングの当面の導入は絶望的。与党・自民党や政府内でも、サイトブロッキングについては批判的な声も。検討会議の終盤以降、漫画村の運営者を日米の裁判で特定できたことが判明し、損害賠償に道。